

入 札 説 明 書
(共 通 事 項)

諫早市上下水道局が発注する工事の請負契約に係る制限付一般競争入札で落札者を決定するものについては、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書（共通事項）及び入札説明書（個別事項）によるものとする。ただし、入札説明書（共通事項）に定める事項と入札説明書（個別事項）に定める事項とに相違がある場合は、入札説明書（個別事項）の内容が入札説明書（共通事項）の内容に優先して適用されるものとする。

なお、この入札は、入札参加資格の確認を開札後に行う入札参加資格事後審査方式により行う。

1 電子入札に関する事項

- (1) この入札は、3に定める確認申請書等の提出、7(2)に定める入札書等の提出、開札等の入札手続を諫早市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う電子入札対象案件である。ただし、ＩＣカードの破損・盗難等の障害、パソコン・インターネット環境のシステム障害などやむを得ない理由により、電子入札システムにより参加することができない者は、諫早市電子入札実施要領（平成23年3月31日22諫契第491号。以下「電子入札実施要領」という。）に定める手続を経て、紙入札方式により参加することができる。

電子入札システム URL

<https://www.ep-bid.supercals.jp/ebidAcceptor/index.jsp?KikanNo=4220400>

- (2) 入札参加者は、ＩＣカードの保管及び取り扱いに関して十分な注意を払うこと。ＩＣカードを他の入札参加者等に譲渡若しくは貸与するなどの不正使用を行った者又は同一の場所で他の入札参加者と協同して入札を行うなどの公正な競争を妨げる行為を行った者は、この入札の入札参加資格を取り消すものとする。
- (3) 入札参加者は、コンピュータウイルスの感染予防としてウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入するなどの対策を講じ、電子ファイルを提出する際には、必ずウイルスチェック済みの電子ファイルを提出すること。
- (4) その他電子入札に関する事項は、電子入札実施要領による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 単体の場合

次に掲げる資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者

- ア 入札に参加する年度における「諫早市一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「名簿」という。）」に登録されている者であり、当該名簿の有効期間内にこの入札の公告日又は3に定める確認申請書等の提出期限日が含まれていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- ウ 諫早市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者に該当する者でないこと。
- エ この入札の公告日から落札者決定の日（落札者がなかったときは、この入

札を取止めた日)までの間に、本市から諫早市入札参加資格者指名停止措置要領(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置を受けていない者であること。

オ この入札の公告日から落札者決定の日(落札者がなかったときは、この入札を取止めた日)までの間に、指名停止措置要領別表第1及び第2の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

カ 公告の日以前6か月から落札決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

キ 落札決定までの間において、会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者(会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し、入札に参加する年度における名簿に登載されているものを除く。)でないこと。

ク 電子入札システムを利用するための電子証明書(ICカード)を取得し、ICカードの利用者登録を行っている者であること。

ケ その他入札説明書(個別事項)で定める必要な資格を有する者であること。

(2) JVの場合

JV(諫早市共同企業体運用基準(以下「共同企業体運用基準」という。)に規定する特定建設工事共同企業体をいう。以下同じ。)の構成員が次に掲げる入札参加資格を有する者

ア すべての構成員が、2(1)に掲げる資格を有する者であること。

イ 本件工事に係る複数のJVの構成員でないこと。

ウ 本件工事において単体として入札に参加しない者であること。

エ JVの出資比率

(ア) 代表者は、最大の施工能力を有するものとする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(イ) すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

オ JVの結成方法

(ア) アに掲げる資格を有する者による自主結成とすること。

(イ) 経営の状態は、共同施工方式であること。

カ JVの存続期間

JVの存続期間は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間と

する。

(ア) 当該工事の請負契約の相手方（以下「受注者」という。）となった共同企業体

当該共同企業体の成立の日から、当該工事の請負契約の履行後 3 か月以上存続するものとする。

(イ) 受注者とならなかった共同企業体

当該共同企業体の成立の日から、当該工事の請負契約が締結された日まで存続するものとする。

3 入札参加資格の確認申請

この入札に参加しようとする者は、入札の結果、落札候補者となった場合、2 に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、13(1)に掲げる作成方法に従い、入札説明書（個別事項）で定める提出する資料（以下「確認申請書等」という。）を提出し、市長から入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。ただし、この入札は、入札参加資格の確認を開札後に行う入札参加資格事後審査方式により行うため、確認申請書等の提出は、開札後に、11 に定める落札候補者を対象に求めるものとする。

なお、入札参加資格を有しているか否かを事前に確認するための問い合わせには、一切応じない。

4 入札参加資格の確認結果

確認申請書等の審査結果については、入札参加資格の有無を決定した後、電子入札システムにより速やかに落札候補者に通知する。

5 設計図書等の配布

図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）は、公告の日から、諫早市入札情報システム（以下「入札情報システム」という。）により配布する。

入札情報システム URL

<https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>

6 設計図書等に対する質疑

(1) 質疑の受付は、設計図書等質疑応答書（様式 5）により、契約課において行う。提出の期間及び方法は入札説明書（個別事項）に定める。

(2) 質疑に対する回答は、入札説明書（個別事項）に定める回答の期間及び方法により入札情報システム等に掲載する。

(3) 現場説明会は原則として行わない。

7 入札の執行

(1) 入札期間及び開札日時については、入札説明書（個別事項）で定める。

(2) 入札参加者は、定められた入札期間内に入札書及び工事費内訳書（以下「入札書等」という。）を提出すること。

(3) 工事費内訳書の内容は、次のとおりとする。

ア 入札に際しては、数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額（営繕工事にあつては、工事種目及び科目に相当する項目に対応する金額）を明示した工事費内訳書を提出すること。

イ 工事費内訳書の様式は任意（本市が事前に指定した場合を除く。）とし、工事名、住所、商号又は名称並びに代表者氏名（電子入札システムにより提出する場合にあつては、工事名以外を省略することができる。）を記載すること。

ウ 工事費内訳書の工事価格（消費税及び地方消費税の額を除く合計額をいう。）は入札額と同額とし、値引き及びマイナス計上の項目（スクラップ控除等を除く。）を設けないこと。

(4) 提出された工事費内訳書は返却しない。

(5) 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。

(6) 提出された工事費内訳書について、諫早市情報公開条例（平成18年条例第2号）第7条の非公開情報に該当するものとし、開示対象としない。

(7) 入札書等の提出は、次に掲げる者を除き電子入札システムにより行うこと。

ア パソコン端末又は通信回線のトラブルなどにより電子入札に対応できなくなるなどのやむを得ない事情が生じたため、入札書等を紙媒体で提出することを希望する者

イ 提出しようとする電子ファイルの容量が電子入札システムでの送信可能な基準値（3メガバイト）を超える等の理由により、工事費内訳書を紙媒体で提出することを希望する者

(8) (7)アに該当する者の入札書等の提出については、諫早市電子入札実施要領（平成23年3月31日22諫契第491号）第10条の規定に基づき、紙入札による参加の承認を得たのち、契約課へ持参し提出すること。

(9) (7)イに該当する者は、工事費内訳書を紙媒体で提出する旨を事前に電話連絡して本市の承認を得た後、契約課へ持参し提出すること。なお、入札書の提出は電子入札システムにより行うこと。

受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

諫早市の休日を定める条例に定める市の休日（以下「休日」という。）の受付は行わない。

(10) 入札参加者がJVの場合は、13(1)エ及びキの資料を入札説明書（個別事項）で定める日までに契約課宛てにメールで提出すること。

(11) 入札に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(12) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (13) 最低制限価格は、ランダム係数を用いた最低制限価格取扱要領（令和 2 年 12 月 10 日 2 諫契第 488 号）に基づき取り扱う。
- (14) 提出された入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (15) 入札書等を提出した後に、配置予定技術者が配置できなくなるなど、やむを得ない事由が生じた場合は、開札日時までに当該事由の詳細を記した入札辞退届を契約課に持参により提出すること。なお、当該入札辞退届を提出した後の取消又は撤回は認めない。
- (16) (15)の規定により提出された入札辞退届を本市が受理した場合は、当該入札参加者が行った入札は辞退とする。
- (17) 入札回数は、2 回とする。
- (18) 入札において、入札参加者がいない場合又は 2 回の入札で落札候補者がいない場合は、当該入札は取止める。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

納付を免除する。

(2) 契約保証金

ア 落札者は、落札決定の通知を受けた日から 7 日（休日を含む。）

以内（7 日目が休日に当たるときは、翌平日）、かつ、契約締結前までに契約金額の 100 分の 10 以上を契約保証金として納付、又は諫早市上下水道局契約事務規程（平成 17 年 3 月 1 日水道局管理規程第 18 号。以下「規程」という。）第 27 条に定める契約保証金に代わる担保を提供しなければならない。

イ 上記アの項目に関わらず、次の場合は、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (i) 規則第 29 条 1 号の規定による落札者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証明書を提出した場合
- (ii) 規則第 29 条 2 号の規定による落札者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結し、その証明書を提出した場合
- (iii) 契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証を受け、その証書を提出した場合

9 開札

- (1) 開札は、入札説明書（個別事項）で定める開札日時に契約課において行う。
- (2) 天災等によるネットワーク障害により入札書等の到着が遅れた場合は、開札日を延期することがある。
- (3) 入札参加者で希望する者は、立ち会いをすることができる。ただし、代理人

が立ち会いを希望する場合には、開札日時前までに委任状（開札立会用）を契約課に提出すること。

10 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は無効とするとともに、落札決定後から契約締結前までにおいて、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。この場合、落札者に損害が生じて、本市は一切の損害賠償の責めを負わない。

- (1) 3に掲げる確認申請書等を提出期限までに提出しなかった入札参加者又は提出した確認申請書等では入札参加資格を有していることが確認されなかった者のした入札
- (2) 本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 入札参加資格のあることの確認をされた者であっても、その後に指名停止措置要領別表第1及び第2の各号に規定する措置要件のいずれかに該当するなど、落札者決定の日までの間に入札参加資格を喪失した者のした入札
- (4) 工事費内訳書を提出しない者のした入札
- (5) 7(3)に定める方法によって工事費内訳書を作成していない入札
- (6) この入札説明書において示した方法以外の方法による入札
- (7) ICカードの失効等により開札できなかった入札
- (8) ICカードを不正に取得した者のした入札
- (9) 規則第12条第1号から第9号までの規定に該当する入札
- (10) 前各号に掲げるもののほか、職員の指示に従わない者のした入札
- (11) (1)、(2)、(4)から(10)までに該当し、入札が無効となった者は、再度の入札には参加できない。

11 落札候補者の決定

- (1) 落札候補者は、予定価格と最低制限価格との範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者とする。
- (2) 1度目の開札で落札候補者がおらず再度入札を行う場合、入札参加者に再度入札通知書を発行するものとし、入札参加者は、再入札通知書に記した受付開始予定日時から締切予定日時までの期間内に入札書を提出するものとする。
- (3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじで落札候補者を決定する。

12 落札者の決定

- (1) 落札候補者は、確認申請書等を、落札候補者となった日の翌日（その日が休日にあたる場合は、休日の翌日）午後5時までに電子入札システムにより提出しなければならない。
- (2) 落札候補者が提出した確認申請書等により入札参加資格があることが確認できた場合は、当該落札候補者を落札者に決定する。
- (3) 落札候補者が入札参加資格要件を満たさないことを確認した場合は、その

者のした入札を無効とし、その者に通知する。この場合の落札候補者は、落札候補者の次に低い価格で入札した者（以下「次順位者」という。）を落札候補者とし、新たに確認申請書等の提出期限を定め、入札参加資格の審査を行うものとする。

なお、次順位者が２者以上あるときは、くじにより次の落札候補者を決定する。

- (4) 次順位者の取扱いは、落札候補者が落札者とならなかった場合、入札参加資格を満たしている者が確認できるまで順次準用する。
- (5) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から７日（休日を含む。）以内（７日目日が休日に当たるときは、翌平日）に契約書を提出しなければならない。

13 落札候補者が提出する資料

- (1) 落札候補者が提出する資料は、次に従い作成すること。

- ア 落札候補者がＪＶの場合、資料は、ＪＶの構成員各自のものを作成すること。

- イ 競争参加資格確認申請書（様式１）

- ＪＶの場合は、構成員が連名の書面を提出すること。

- ウ 経営事項審査結果通知書の写し

- 建設業法施行規則第 21 条の 4 の規定に基づく直近かつ有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書」の写しを提出すること。

- エ 特定建設工事共同企業体協定書（様式２）

- 入札前までに共同企業体運用基準に基づきＪＶを結成する協定を締結し、提出すること。

- オ 配置予定技術者の資格（様式３）

- 工事の始期時点における配置予定の技術者に係る法令等による資格・免許及び最終学歴を記載し提出すること。

- カ 資格者証等の写し

- オの配置予定技術者として記載した技術者に係る資格者証等の写しを提出すること。

- キ 雇用関係証明書等

- オの配置予定技術者として記載した技術者の３か月以上の雇用関係がわかるもの又は雇用関係証明書（様式６）を提出すること。

- ク 委任状（共同企業体での電子入札参加用）（様式４）

- ＪＶの協定を締結した後、入札前までに委任状を作成し、提出すること。

- ケ 入札参加資格のうち、施工実績に係る資格があることを要件とする工事の場合、それを判断できる施工実績を証明する書類（一般財団法人日本建設情報センターのコリンズシステムに登録された登録内容確認書の写し等）を提出すること。

- コ その他入札説明書（個別事項）で提出を求める資料

(2) 提出する資料

入札説明書（個別事項）で定める資料を提出すること。

(3) 資料の提出期限

入札説明書（個別事項）で定める期限とする。期限内に提出がない場合は、入札を無効とする。

(4) 資料の提出方法

電子入札システムにより提出すること。ただし、提出しようとする電子ファイルの容量が電子入札システムでの送信可能な基準値（3メガバイト）を超える場合は、紙媒体で提出するものとする。

(5) その他

ア 資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 市長は、提出された資料を提出者に無断でこの入札手続以外の用途に使用しない。

ウ 提出された資料は返却しない。

14 苦情の申立て

(1) 入札参加資格がないと確認された者は、入札参加資格がない旨の通知が行われた日から起算して2日（休日を除く。）以内に書面を提出してその理由の説明を求めることができる。なお、JVの場合、書面は構成員の連名とすること。

(2) 入札参加資格がないと確認された理由の説明を求める書面の様式は自由とし、受付は、次のとおり行う。なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。

ア 受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所 契約課

(3) (1)の規定に基づき、説明を求めた者に対しては、原則として申立の書面を受け取った日から起算して2日（休日を除く。）以内に書面により回答する。

(4) 苦情申立ては、入札・契約手続の執行を妨げるものではない。

15 前払金及び部分払

(1) 前払金

請負代金額が200万円を超える工事にあつては、請負代金額の10分の4以内の額とする。（契約を締結した会計年度に翌会計年度以降分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められている場合には、契約を締結した会計年度に翌会計年度以降分の前払金を含めて支払うものとする。）

(2) 中間前払金

前払金の支払いを受けた後、請負代金額の10分の2以内の額とする。ただし、中間前金払を含めた前金払の合計額が10分の6以内の額とし、部分払との併用はできない。

(3) 部分払

部分払を対象とする工事は、支払が可能な会計年度及び支払回数を入札説明書（個別事項）で定める。部分払は、中間前金払との併用はできない。

16 契約書作成の可否等

契約締結に当たっては、本市の工事請負契約書により、契約書を作成するものとする。

※工事請負契約書が掲示されているホームページアドレス

<https://www.city.isahaya.nagasaki.jp/soshiki/118/1931.html>

17 配置予定技術者について

- (1) 受注者は、建設業法第26条に基づき主任技術者又は監理技術者を当該工事の現場に配置しなければならない。
- (2) 落札候補者（JVの場合はすべての構成員）は、技術者の専任配置が必要な工事（以下「専任工事」という。）において、次のすべての要件を満たす者を配置できる者でなければならない。ただし、当面の間、工事種別が電気通信工事及び機械器具設置工事の場合、ウ中「建設業法に基づく監理技術者となりうる国家資格」を「建設業法に基づく監理技術者となりうる国家資格又は建設業法第7条第2号イからハに該当する者のうち、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに関し二年以上指導監督的な実務の経験」とエ中「建設業法に基づく主任技術者となりうる国家資格」を「建設業法に基づく主任技術者となりうる国家資格又は建設業法第7条第2号イからハに定める実務の経験」と読み替える。
 - ア 公告の日を含めて連続して3か月以上の雇用関係がある者
 - イ 工事の始期時点において、他の工事現場に係る現場代理人、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事していない者
 - ウ 監理技術者として配置する場合は、建設業法に基づく監理技術者となりうる国家資格を有し、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年の1月1日から起算して5年を経過していない者
 - エ 主任技術者として配置する場合は、建設業法に基づく主任技術者となりうる国家資格を有する者
- (3) 建設業法第26条第3項第2号を適用する場合は次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

ア 監理技術者補佐を専任で配置すること。

イ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。

なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

ウ 監理技術者補佐は公告の日を含めて連続して3か月以上の雇用関係があること。

エ 同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合(全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た場合に限る。))については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

オ 監理技術者が兼務できる工事は、直線距離10km以内の工事でないといけない。

カ 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

キ 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ク 監理技術者及び監理技術者補佐が担う業務について、明らかにすること。

(4) 配置予定技術者の資格及び専任工事は、入札説明書(個別事項)で定める。

(5) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間については、配置技術者の現場への専任は要しない。

(6) やむを得ない特別な理由(死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等)又は橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行することにより配置した技術者を変更する場合は、当該技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を選任しなければならない。

(7) 原則として、次の者は専任工事において、当該工事の現場に技術者として配置することができない。

ア 建設業法第7条第1号及び第15条第1号で定める建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有する者。

イ 建設業法第7条第2号及び第15条第2号で定める専任の者。

18 余裕期間制度について

(1) 受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事完成期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。

(2) 適用する工事は入札説明書(個別事項)で定める。

(3) 全体工期は、余裕期間と実工期を合計した期間である。

(4) 入札説明書(個別事項)に定める工期は、余裕期間制度の各方式に従い次のとおりとする。

ア 発注者指定方式及びフレックス方式は全体工期

イ 任意着手方式は実工期

(5) 受注者は、契約を締結するまでの間に、「余裕期間制度を活用した工事試行要領」に定める「工期通知書(様式—1)」により、工事の始期及び終期を通知す

ること。

- (6) 余裕期間は、現場代理人、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。
- (7) 余裕期間は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の配置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。

19 特記事項

- (1) 下請負については、諫早市内に本社（本店）を有する者を選定するよう努めること。
- (2) 建設資材の調達については、地場産品及び諫早市内に本社（本店）を有する取扱業者を選定するよう努めること。

20 異議の申立て

入札参加者は、開札後、諫早市上下水道局契約事務規程、諫早市上下水道事業工事執行規程（平成 17 年水道局管理規程第 19 号）、諫早市電子入札実施要領（平成 23 年 3 月 31 日 22 諫契第 491 号）及び設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

21 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、諫早市上下水道局契約事務規程、諫早市上下水道事業工事執行規程、諫早市電子入札実施要領、諫早市工事費内訳書事務取扱要領及びその他の関係法令を熟読し、それらを遵守すること。
- (3) 入札にあたっては、公正な競争を妨げる目的で他の入札参加者と入札金額等の相談又は連絡を行ってはならない。また、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札金額を開示してはならない。
- (4) 入札者が明らかに協定し、また不正な行為があったと認められる入札は無効となるので、このような疑いをまねくことのないよう厳に注意すること。
- (5) 落札者（落札者が J V の場合は J V の構成員を含む。）が契約締結の日の前日までの間において、次のア～ウのいずれかに該当する場合は、本市は、契約を締結しないことができる。この場合、落札者に損害が生じて、本市は一切の損害賠償の責めを負わない。
 - ア 入札公告に定める入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなったとき。
 - イ 著しく信義に反する行為があったことが明らかになり、契約の相手方として不適当であると認められるとき。
 - ウ 契約の履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (6) 確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、競争入札参加停止の措

置を行うことがある。

- (7) 受注者は、13(1)オに記載した配置予定技術者を工事の始期までに当該工事の現場に配置すること。ただし、その技術者を配置できない特別な理由がある場合は、諫早市上下水道局と協議の上、当該技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を当該技術者に替えて配置することができるものとする。